

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業について

奈良市では、特定不妊治療(体外受精 及び 顕微授精)を受けられたご夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、治療費の助成を行っています。

*助成対象者 (下記の要件をすべて満たす必要があります)

- 1 治療開始から現在において夫婦である
※法律上の婚姻関係にある方、または事実上の婚姻関係(以下、事実婚)にある方
- 2 指定医療機関(市外の指定医療機関も対象)で特定不妊治療を受けられたご夫婦
- 3 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である
- 4 夫又は妻のいずれか、または両方が申請日において奈良市内に住所を有している

- 令和2年度は、令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦で、新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に限り対象者として取り扱いました。令和3年度は、その経過措置として取り扱います。(同時点で助成対象となり得た方が対象です。) 別途、提出書類が必要となりますのでお問い合わせください。
- また、令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦で、新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、初回申請における治療期間初日の妻の年齢が41歳未満であった場合に、通算回数を6回として取り扱います。(同時点で助成対象となり得た方が対象です。) 別途、提出書類が必要となりますのでお問い合わせください。

*申請期間

- 治療が終了した日の属する年度内に申請してください。

4月1日から翌年3月31日までに終了した治療について、年度末(3月31日)まで。

※治療終了日とは、胚移植実施後の妊娠判定実施日、または医師の判断によりやむを得ず治療を終了、または中止した日となります。

- 治療の終了日が3月末等、申請期限に間に合わない場合は、必ず事前にご相談ください。

*事実婚をされている方へ

- 事実婚とは

治療当事者両人が重婚でなく、同一世帯である。(※同一世帯でない場合、その理由について必ず③に記載してください。)

- 申請時には、下記の書類の提出が申請ごとに必要です。(申請日前3ヵ月以内に取得したものが必要)

- ① 治療当事者両人の戸籍謄本
- ② 治療当事者両人の住民票
- ③ 治療当事者両人の事実上の婚姻関係に関する申立書

*助成について

○助成回数

初回（通算 1 回目）の申請における治療開始日時点の妻の年齢により異なります。

1 子ごと 通算 6 回まで （40 歳以上 43 歳未満：1 子ごと 通算 3 回まで）

※助成制度利用後に、出産された場合は助成回数のリセットが可能となります。（自然妊娠や、自費診療、妊娠 12 週以降の死産も含む。）ただし、リセット後の助成回数の上限は、助成回数のリセットが行われた時点以降に、初めて助成金の申請をされた治療を開始した日の妻の年齢で判断します。

助成回数リセットの際に必要な書類については、p.3「提出書類について」をご確認ください。

※通算回数には、他の都道府県、政令市、中核市において受けた助成やこれまでに奈良市で受けた助成も含まれます。

○助成内容

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲		助成上限額 (治療1回につき)
A	新鮮胚移植を実施	30万円
B	凍結胚移植を実施（採卵・受精後、母体の状態を整えてから胚移植を実施）	
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	10万円
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	30万円
E	受精できずまたは、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止	
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	10万円
上記に伴い 男性不妊治療 （精巣又は精巣上体からの採精手術）を行った場合の上乗せ （例：TESE等）※ステージCを除く		30万円

- 1 回の治療とは、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までの過程です。
- 医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合も助成対象となります。
（卵胞が発育しない、体調不良等により卵子採取以前に中止した場合を除く）
- 採卵準備前に男性不妊治療を行い、精子が得られない、または状態のよい精子が得られないため、治療を中止した場合、単独での申請が可能となります。
- 保険外診療の治療費のみ助成対象となります。入院費、食事代、文書料、凍結胚の管理料など、直接治療に関係ない費用は含みません。また、夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療や、第三者が妻の代わりに妊娠・出産する場合は助成対象になりません。

* 提出書類について

① 奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金交付申請書（第1号様式）

申請者が記入（※2回分以上をまとめて申請される場合、1回の治療につき、1枚の申請書の提出が必要です。）

② 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（第2号様式）

受診された指定医療機関へ記入を依頼する書類

③ 指定医療機関が発行した領収書の写し

上記②の証明書の「今回の治療にかかった金額合計（保険外診療に限る）」に対する領収書の写し。（コピー）

※領収日・領収金額・領収印等、内容が分かるようにコピーしてください。

※原本のみお持ちの場合は、近隣のコンビニ等コピーができる施設をご案内します。

④ 治療開始時点の婚姻関係（法律上の夫婦または事実婚）を証明する書類

戸籍謄本等

○奈良市での初回申請時は全ての方が必要です。（2回目以降、ご夫婦が同一世帯の場合は不要）

○事実婚の方は、別途書類の提出が申請ごとに必要です。

詳しくは p.1 「事実婚をされている方へ」をご覧ください。

⑤ ご夫婦の両方もしくは一方が奈良市に住所を有し、かつご夫婦であることを証明する書類

続柄記載の住民票 ※個人番号の記入で省略可

※単身赴任等住所（世帯）が別の場合は、上記住民票に加え、次の書類が必要です。

a. 奈良市内で世帯が別の場合

(1) 戸籍謄本等 ※省略できません

b. ご夫婦の片方が奈良市以外の自治体に住民登録がある場合

(1) 戸籍謄本等 ※省略できません

(2) その自治体で取得した住民票 ※個人番号の記入で省略可

⑥ 口座番号の確認ができるもの（通帳やキャッシュカード等、写しても可） ※提示のみ

⑦ ご夫婦両方の個人番号（マイナンバー）の確認ができるもの ※提示のみ

個人番号を記入される場合のみ必要。詳しくは p.4 「個人番号記入時の注意点」をご覧ください。

⑧ 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（男性不妊治療用）

指定医療機関へ記入を依頼する書類（手術により精子の採取を行った場合のみ提出）

⑨ 助成回数をリセットする際に必要な書類

a. 助成制度利用後に出生に至った場合

戸籍謄本 ※ただし、申請書類④に出生した子を含んでいる場合、重ねての提出は不要です。

b. 妊娠12週以降に死産に至った場合

死産届の写し、母子健康手帳の「出産の状態」のページの写し（コピー）等

< 注意 >

- ・個人番号を記入される場合は、p.4「個人番号記入時の注意点」をご確認ください。
- ・④⑤に関する証明書類は、申請日前 3ヵ月以内 に取得したものが必要です

* 申請書類一覧早見表

申請書類一覧		初回申請		2回目以降の申請	
		個人番号(マイナンバー)		個人番号(マイナンバー)	
		あり	なし	あり	なし
1	申請書(第1号様式)	○	○	○	○
2	指定医療機関の証明書(第2号様式)	○	○	○	○
3	指定医療機関が発行した領収書の写し	○	○	○	○
4	治療開始時点の婚姻関係 (法律上の夫婦または事実婚)を証明する書類	○	○	不要(※1)	
5	ご夫婦の両方もしくは一方が奈良市に住所を有し、 かつご夫婦であることを証明する書類	△	○	△	○
6	口座番号の確認ができるもの(提示のみ)	○	○	○	○
7	ご夫婦両方の個人番号(マイナンバー)の確認が できるもの(提示のみ)(※2)	○	-	○	-

△申請時点において、ご夫婦が同一世帯でない場合やご夫婦の片方が奈良市以外に住民票がある場合、戸籍謄本等が必要です。詳しくは「提出書類一覧」をご確認ください。

(※1) 事実婚の方は別途書類の提出が申請ごとに必要です。詳しくは「事実婚をされている方へ」をご覧ください。

(※2) 申請者によって提出物が異なります。詳しくは「個人番号記入時の注意点」をご覧ください。

※助成制度利用後に、出産された場合は助成回数のリセットが可能となります。(自然妊娠や、自費診療、妊娠12週以降の死産も含む。)詳しくは、p.2「助成について」をご確認ください。

* 個人番号記入時の注意点

個人番号確認が必要なため、下記(1)~(3)のうちいずれかをご提示ください。

- (1) 個人番号カード(マイナンバーカード)
- (2) 通知カード(記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している通知カードのみ有効)
- (3) 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

本人確認が必要なため、下記(1)~(3)のうちいずれかをご提示ください。

- (1) 個人番号カード(マイナンバーカード)
- (2) 顔写真入りの身分証明書(運転免許証・パスポート等) 1点
- (3) 「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が確認できる書類(保険証・年金手帳等) 2点

個人番号を記入し、ご夫婦の片方のみ(又は代理人)が申請書を提出する場合

- ・ご夫婦のもう片方(または両方)が「奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金交付申請書(第1号様式)」の委任状欄を必ずご署名ください。
- ・申請するご夫婦それぞれの個人番号確認ができる書類(上記参照)をご提示いただく必要があります。
- ・代理人が申請する場合、委任状に加え、代理人の本人確認ができる身分証明書、及び申請者ご夫婦の個人番号確認ができる書類(上記参照)をご提示ください。

* 提出・お問い合わせ先

母子保健課 [電話]0742-34-1978

[住所]〒630-8122 奈良市三条本町13番1号(はぐくみセンター3階)